

栃労発基 1130 第 3 号
令和 5 年 11 月 30 日

別記の関係機関の長 殿

栃木労働局長

緊急対策「荷役災害ゼロ 60 日運動」の実施について（お願い）

労働行政の推進につきましては、日頃より格別な御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和 5 年 3 月以降、栃木県内の陸上貨物運送業及び製造業の自社事業場又は配送先事業場において、荷役作業中に労働者が死亡するという労働災害が多発（5 件）いたしました。

このため、栃木労働局におきましては、荷役作業における死亡災害を撲滅するために、下記により、荷役災害防止対策の徹底を図るための「緊急対策『荷役災害ゼロ 60 日運動』」に取り組むことといたしました。

つきましては、貴機関におかれましても、本取組の目的を御理解いただき、会員事業場に対して、別添 1 及び別添 2 のリーフレットを活用した周知及び指導に御協力賜りたく、お願い申し上げます。

記

緊急対策「荷役災害ゼロ 60 日運動」実施要項

1 目的

荷役災害防止対策に、年末年始無災害運動の時期に集中的に取り組むことにより、荷役作業における死亡災害を撲滅すること。

2 実施時期

令和 5 年 12 月 1 日から令和 6 年 1 月 31 日まで

3 実施事項

- (1) チェックリスト（別添 1）による点検を実施して、荷役災害防止対策を徹底する。
- (2) 「A ない声かけ運動！プラス」（別添 2）を実践して、労働者の不安全行動を減少させることにより、荷役災害防止対策を徹底する。

別記関係団体（10 団体）

陸上貨物運送事業労働災害防止協会 栃木県支部

一般社団法人栃木県労働基準協会連合会

一般社団法人宇都宮労働基準協会

一般社団法人足利労働基準協会

一般社団法人栃木労働基準協会

一般社団法人佐野労働基準協会

一般社団法人鹿沼労働基準協会

一般社団法人塩那労働基準協会

日光労働基準協会

一般社団法人真岡労働基準協会

陸上貨物運送事業・製造業の事業者の皆様へ
荷主等(荷主・配送先・元請事業者)の事業者の皆様へ

緊急対策「荷役災害ゼロ60日運動」

令和5年3月以降、栃木県内の陸上貨物運送業及び製造業の自社事業場又は配送先事業場において、荷役作業中に労働者が死亡するという労働災害が多発(5件)しています。

栃木労働局としましては、このような緊急事態に対応すべく、緊急対策「荷役災害ゼロ60日運動」を実施します。

下記の実施要綱に基づき、荷役災害防止対策を集中的に取り組むことにより、荷役作業における死亡災害を撲滅させましょう。

<緊急対策「荷役災害ゼロ60日運動」実施要綱 >

1 目的

荷役災害防止対策に、年末年始無災害運動の時期に集中的に取り組むことにより、荷役災害における死亡災害を撲滅する。

2 実施時期

令和5年12月1日から令和6年1月31日まで

3 実施事項

(1)チェックリストによる点検を実施して荷役災害防止対策を徹底する。

(2)『Aない声かけ運動！プラス』を実践して荷役災害防止対策を徹底する。

死亡災害事例

1	令和5年3月	被災者が、販売店に新車を納品するため、キャリアカーで新車を運搬し、道路上に止めて、新車を降ろしていたところ、走行してきた乗用車に後方から突っ込まれ、荷台上で新車と乗用車との間に挟まれたもの。
2	令和5年3月	被災者が、フォークリフトを用いて、パレットに載せたフレコンバッグ(中身はペレット、重さ約650kg)を2段に重ねて、コンテナの中に搬入しようとした際、フォークリフトを降りて、コンテナの扉をさらに開けようとしたところ、2段目のパレットとフレコンバッグが崩れ、それらの下敷きになったもの。
3	令和5年4月	被災者が、フォークリフトを用いて、トラックの荷台に積み込んでいたポンプ(約300kg)のキャスターをロックし忘れたため、ポンプが落下しそうになり、フォークリフトを降りたが、自らの体では押さえきれず、ポンプの下敷きとなったもの。
4	令和5年8月	被災者以外の労働者が、フォークリフトを用いてかご台車(130×70×96、重量15kg)3台を運ぶための準備作業中、3段積みにしたかご台車(3段積んだ時の高さは341cm)が崩れ、付近にいた被災者が当該かご台車の下敷きになったもの。
5	令和5年10月	被災者が、3段積みのフレコンバッグ(約750kg、中身は樹脂ペレット)の一番下のフレコンバッグに穴が開いており、中身が床面に漏れ出ていたことに気づき、当該フレコンバッグに近づいたところ、はい積みのバランスが崩れ、最上段のフレコンバッグの下敷きになったもの。

Aない声かけ運動！プラス

栃木労働局・労働基準監督署



<荷役災害防止チェックリスト>

陸上貨物運送事業・製造業の事業者用

点検項目	点検結果
具体的な荷の積み・積下ろしの作業手順について、作業手順書を作成し、自社だけでなく荷主等の事業者を含めた関係労働者と共有した上で、当該作業手順に則した作業を行っていますか。	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否
自社倉庫等及びフォークリフト等に荷を積む際、荷崩れを防ぐために、偏荷重が生じないように積むとともに、荷にロープ又はシートを掛ける等必要な措置を行っていますか。	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否
作成した作業手順を関係労働者と共有する際は、なぜそのような作業手順にしたのか、といった背景・理由についても、関係労働者と共有していますか。	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否
荷役作業を行う場所は、労働者が他のトラックや乗用車に接触される危険の無い安全な場所ですか。	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否
フォークリフトを停車及び駐車する際は、平坦な箇所で行っていますか。	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否
フォークリフトの荷が荷崩れを起こし、落下する範囲内を立入禁止としていますか。	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否
キャスターが付いている荷をトラック等や所定の場所に積み込んだ際は、当該荷の滑動、転位及び落下を防止するため、確実にキャスターをロックしていますか。	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否
重量物である荷が落ちてきた際は、自らの身をもって荷の落下を防ぐことが不可能であるため、意識的に落ちてくる荷を避けるようにしていますか。	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否
荷役作業を行う労働者はもちろん、荷役作業を行わない労働者についても、荷崩れによる危険箇所を立入禁止としていますか。	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否

荷主等の事業者用

点検項目	点検結果
具体的な荷の積み・積下ろしの作業手順について、陸上貨物運送事業者と共同して、作業手順書を作成し、陸上貨物運送事業者と自社との役割分担を含めて、関係労働者と共有していますか。	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否
自社倉庫等及びフォークリフト等に荷を積む際、荷崩れを防ぐために、偏荷重が生じないように積むとともに、荷にロープ又はシートを掛ける等必要な措置を行っていますか。	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否
荷役作業を行う場所は、労働者が他のトラックや乗用車に接触される危険の無い安全な場所ですか。	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否
重量物である荷が落ちてきた際は、陸上貨物運送事業者の労働者の身をもって荷の落下を防ぐことが不可能であるため、荷の落下による破損の可能性を理解していますか。	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否

A ない声かけ運動！プラス

栃木県における休業4日以上[※]の労働災害（新型コロナウイルス感染症を除く）が増加しています。

令和4年は2,062人と前年より27人、1.3%減少したものの、5年前（平成29年）と比較し216人、11.7%と大幅に増加しています。また、2年連続で2,000人を超えており、平成12年（2,080人）の水準に戻っています。

労働災害は平成21年の1,722人を底に下げ止まりの状況が続いておりますが、その要因の一つとして、転倒や動作の反動（腰痛等）といった、作業行動に起因する災害（行動災害）が増加していることが考えられます。

そして、行動災害の起因となる“あぶない行動”は、

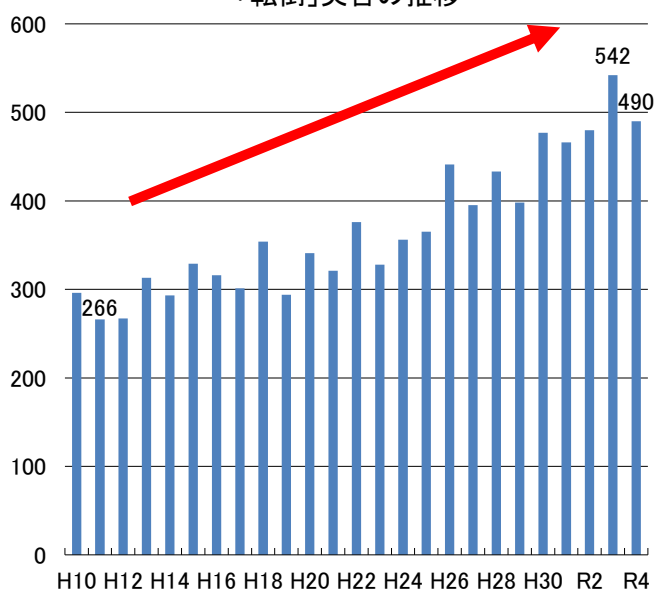
- 集中力を欠いた作業に起因する間違っただ動作や手順を咄嗟に修正するなどの“あわてる”動作
- 気持ちや時間に余裕がないなどによって生じる“あせる”気持ち
- これくらいのことなら事故にならないだろうなどの安全ルールや労働災害を軽く考える“あなどる”意識

が原因となります。

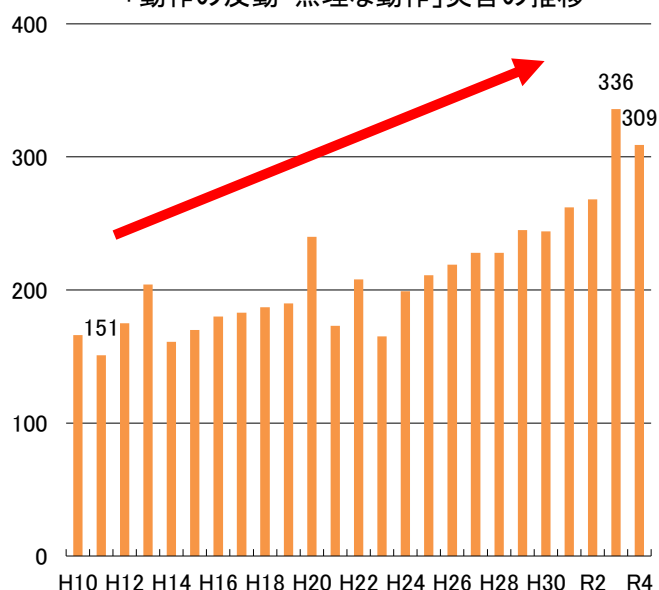
“あぶない行動”を「しない・させない」ため、職場内で声をかけ合って、“あわてる”“あせる”“あなどる”を「しない・させない」に取り組み、労働災害防止に取り組みましょう。

また、本運動は「A ない声かけ運動！」に事業場が重点としている災害防止対策や独自の安全衛生活動等をプラスして実施することにより、事業場全体の安全意識がより向上するなどの相乗効果が期待できます。

「転倒」災害の推移



「動作の反動・無理な動作」災害の推移



栃木労働局・労働基準監督署



『Aない声かけ運動！プラス』実施要綱

栃木労働局

1 趣旨

栃木県における令和4年の休業4日以上労働災害（新型コロナウイルス感染症を除く）は2,062人と前年より27人、1.3%減少したものの、2年連続で2,000人を超えており、高水準で推移しています。労働災害は平成21年の1,722人を底に下げ止まりの状況が続いていますが、令和3年に平成20年（2,035人）以来13年振りに2,000人を超え、令和4年は平成12年（2,080人）の水準となりました。

労働災害の減少が停滞している要因として、転倒や動作の反動（腰痛等）といった、行動に起因する災害（以下「行動災害」という。）の増加や高齢労働者の災害の増加が考えられます。また、墜落・転落やはさまれ・巻き込まれなどの在来型災害においても、機械や設備といった働く環境における危険を取り除く取組が進む一方で、安全の作業手順等を省略するなどの不安全行動に起因した災害も依然として発生しており、これも要因の一つといえます。

このため、労働災害を減らすためには行動災害を減らしていく必要がありますが、行動災害の起因となる行動（以下「あぶない行動」という。）は、集中力を欠いた作業による間違った動作や手順をとっさに直そうと手を出すなどの“あわてる”動作、気持ちや時間に余裕がないなどによって生じる“あせる”気持ち、このくらいなら事故にならないだろうなどの安全ルールや労働災害を軽く考える“あなどる”意識が原因といえます。

そこで、栃木労働局においては、栃木県内で働く一人一人が安全意識をより一層高め、頭文字が「A（あ）」で始まる“あわてる”“あせる”“あなどる”“あぶない行動”を‘しない・させない’ための「Aない声かけ運動！」に、職場ごとの課題に応じた対策をプラスして効果的に取り組む『Aない声かけ運動！プラス』を実施することとしました。

なお、本運動の実施に当たっては、事業場毎に行動災害の発生リスクが高まる時期が異なることから、これに対応するため実施時期を設定せずに通年とします。

2 キャッチフレーズ

“あわてず あせらず あなどらず”

3 実施事項

<準備期間中の実施事項>

- 本運動を積極的に実施する旨の方針を表明する。
- 事業場や職場などの単位で課題を決める。
- 「声掛け運動」に積極的に取り組むことができるよう必要な環境整備を行う。

<取組期間中の実施事項>

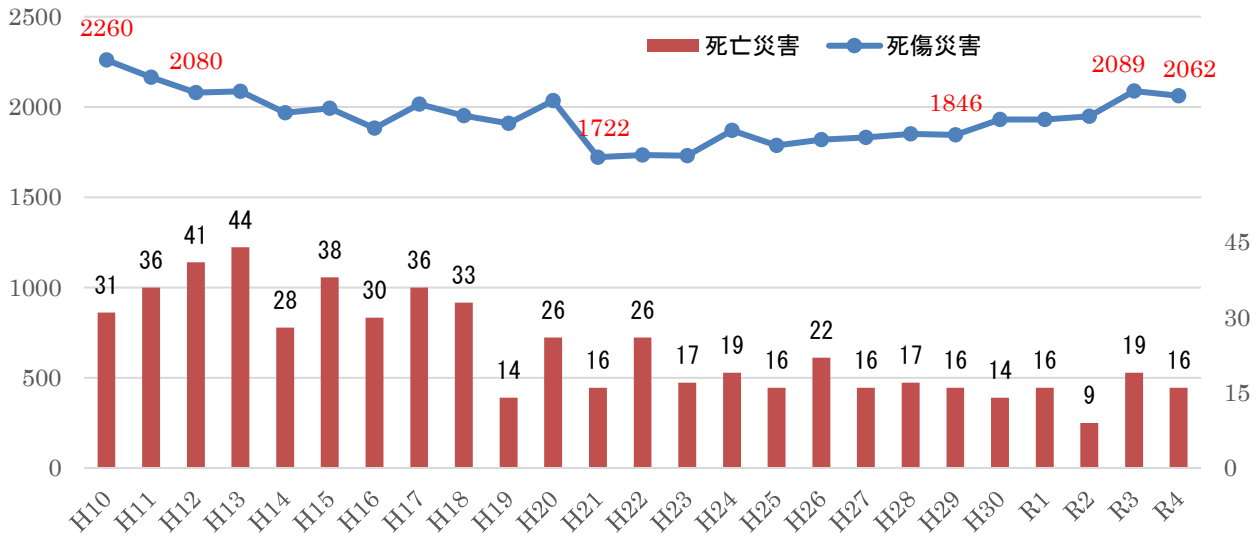
- 働く一人一人が同僚等の安全を気遣うという意識で積極的に声をかけあう。
- 職場パトロール等の機会を活用して、「声かけ」の取組状況を確認して必要な助言指導を行う。作業員が声をかけあい、安全行動に取り組んでいることを確認したときには、「褒める」、「労をねぎらう」などの声かけを積極的に行う。

<声かけのタイミング>

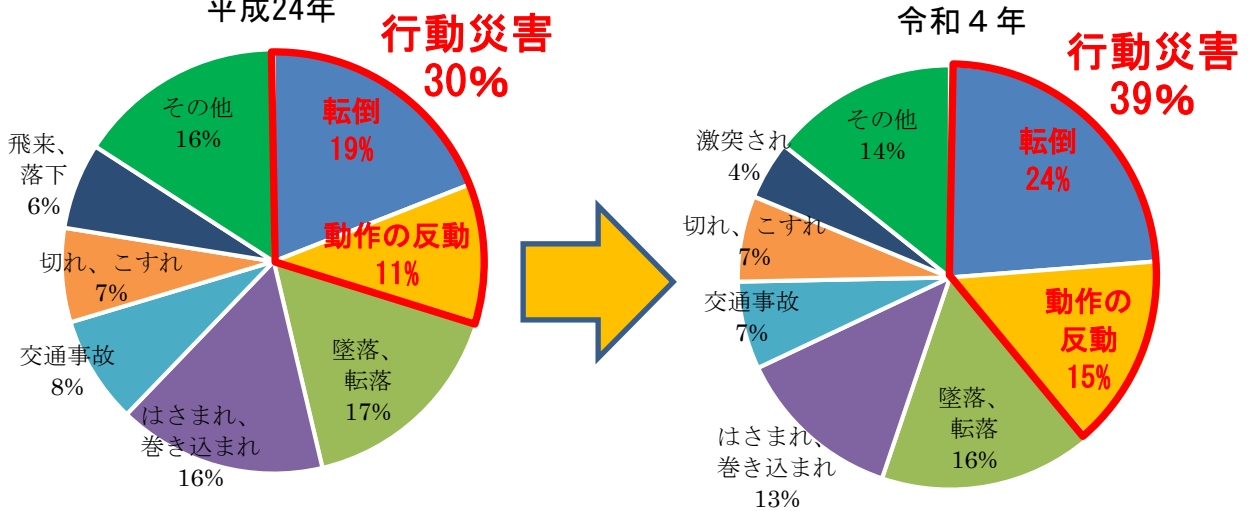
- 作業が不慣れなため戸惑いながら作業を行っているとき
- 作業手順を守らずに作業を行っているとき
- 一点に集中し、まわりを見ずに行動しているとき
- 注意力が散漫になっているとき
- 忙しさのあまり、あわてて（焦って）作業を行っているとき

【労働災害発生状況】※ 新型コロナウイルス感染症を除く

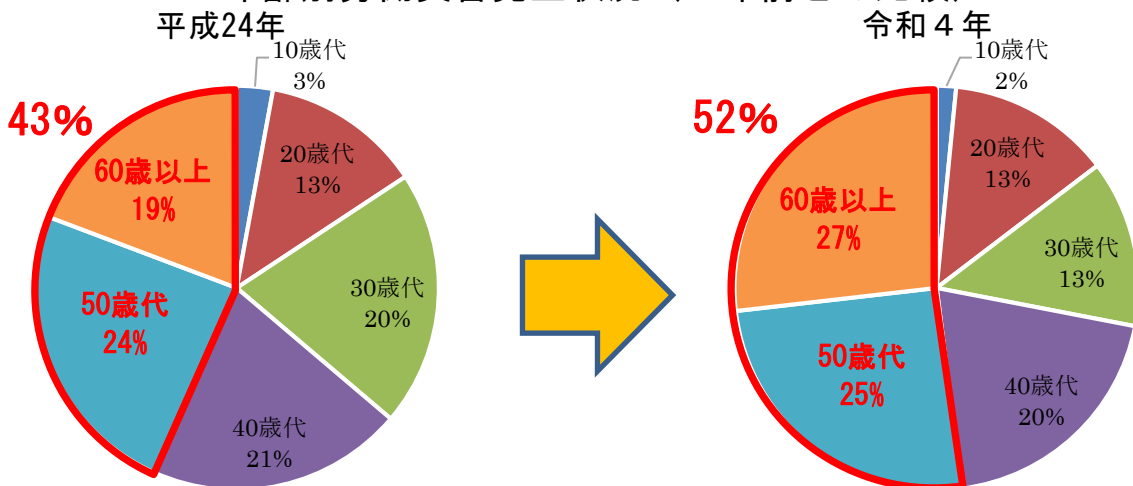
栃木県における労働災害の推移（過去25年）



事故の型別労働災害発生状況（10年前との比較）



年齢別労働災害発生状況（10年前との比較）

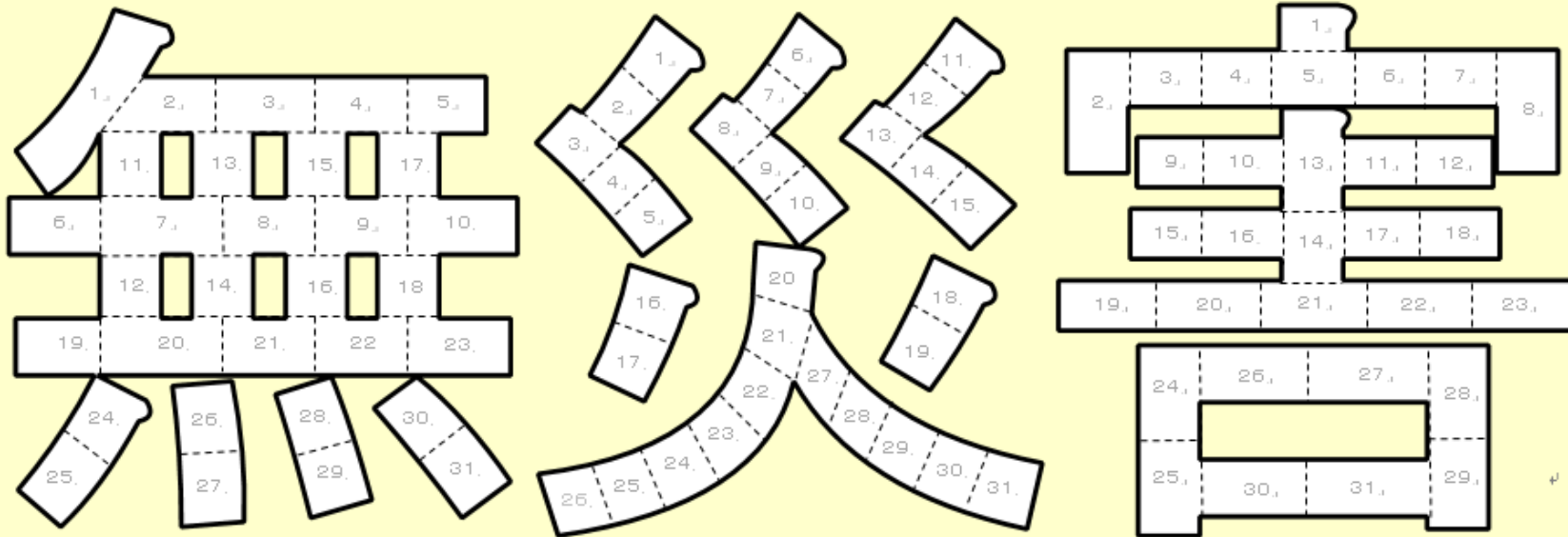


『Aない声かけ運動！フラス』実施中！

～ 合言葉は “あわてず” “あせらず” “あなどらず” ～

令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日

【今期の重点対策】



声かけに取り組もう！
「あぶない行動」ゼロを目指して！

【職場名】